

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2
に基づく取引規模の届出の方法・様式について

金融庁 企画市場局 市場課

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2第1項の規定に基づく届出について、以下の手続きに従って届出を行ってください。

○ 届出の方式

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2第1項の規定に該当する金融機関は、届出の様式に必要事項を記載の上、持参又は郵送の方法により、清算機関担当あてに届け出てください。

なお、以下に掲げる事項に該当することとなった場合には、遅滞なくその旨を清算機関担当にご連絡下さい。

- ・ 商号変更が行われた場合
- ・ 業務を廃業するなど金商業者等の登録を失効させた場合
- ・ 信託を特定するために必要な事項に変更があった場合

○ 届出先等

持参による届出の場合は、事前に持込予定時間を清算機関担当へ電話連絡したうえで、下記の住所まで直接持参してください。

郵送による届出の場合は、清算機関担当へ直接到着させるため、以下のとおりのあて先を記載してください。

【あて先】

〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

金融庁 企画市場局 市場課 清算機関担当

【お問い合わせ先】

03-3506-6000(内線 3618)

取引規模の届出（様式①）

年 月 日

金融庁長官 殿

所在地

商号

代表者

印

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

取引規模の届出書

標記のことについて、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2第1項第1号の規定に該当することになりましたので、金融商品取引法第156条の62及び店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2第1項の規定に基づき、お届けいたします。

取引規模の届出（様式②）

年 月 日

金融庁長官 殿

所在地

商号

代表者

印

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

取引規模の届出書

標記のことについて、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2第1項第2号の規定に該当することになりましたので、金融商品取引法第156条の62及び店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2第1項の規定に基づき、お届けいたします。

取引規模の届出（様式③）

年 月 日

金融庁長官 殿

所在地

商号

代表者

印

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

取引規模の届出書

標記のことについて、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2第1項第3号の規定に該当することになりましたので、金融商品取引法第156条の62及び店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり、お届けいたします。

記

信託を特定するために必要な事項

例) 受託者名（B I Cコード）

ファンド番号

取引規模の届出（様式④）

年 月 日

金融庁長官 殿

所在地

商号

代表者

印

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

取引規模の届出書

標記のことについて、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2第1項第4号の規定に該当することになりましたので、金融商品取引法第156条の62及び店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり、お届けいたします。

記

信託を特定するために必要な事項

例) 受託者名（B I Cコード）

ファンド番号